

千曲市新戸倉体育館整備・運営事業 募集要項等に関する質問・意見（第2回）への回答

- ・千曲市新戸倉体育館整備・運営事業に関する質問および意見への回答を次のとおり公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

■募集要項に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①	ア	項目等		
		1	1	1	1	(1)	①	ア			
1	募集要項	2	2		5				事業スケジュール	第一回質疑回答（募集要項No.1）にて「「本施設（体育館）」と「本施設（屋外施設）と提案施設」の引渡しを二回に分けず、2028年7月末日でいっぺんに引き渡すことを可とし、その場合、割賦の一回目の支払い分（同年8月・9月の2ヶ月分）が追加となることで割賦支払い回数が58回から59回に変更になる」とあります。割賦支払い額の計算においては元金均等が指定されていますが、1回目の返済元金は2回目以降の返済元金と同額とするということでしょうか。1回目が2か月分、2回目以降の3か月分と期間が異なるため、念のための確認させて下さい。	ご理解の通りです。
2	募集要項	6	2		9				施設構成	今回整備される体育館の建築物は、建築基準法における用途は体育館でしょうか。または、観客席を備える観覧場でしょうか。建築計画、設備計画の大前提となるため、整理をお願いいたします。	主たる用途は体育館になりますが、建築基準法において、不特定多数の者が使用し、また観覧席を有するものは観覧場として取り扱われることがあると認識しております。また、ご提案の計画内容によりその判断が相違すると考えられるため、事業者にて所管の建築主事等に確認をお願いします。
3	募集要項	15	3		3	(7)			提案審査書類（提案書）の提出	提案書提出後はプレゼン等、直接ご説明をさせて頂ける場はございますでしょうか。また上記開催される場合は、追加資料(動画等)は認められず、提案書資料に沿ってご説明をさせて頂く形になりますでしょうか？事業者側の過度な負担とならないよう、一律、動画等については禁止いただくことはできますでしょうか？	前段については、提案審査に当たっては参加者によるプレゼンテーションを想定しています。なお、提案審査の詳細については、提案書を提出した参加者に別途連絡します。後段については、動画等の追加資料は原則認めないことを想定していますが、提出書類に対して審査委員会や事務局（千曲市）が不十分とした場合は、追加の説明を求める場合があります。

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①	項目等		
		1	1	1	1	(1)	①			
1	要求水準書	8	1	5	1			法令 電気事業法	維持管理運営期間における主任技術者選任において、外部委託制度の活用は可能と考えて良いでしょうか。	電気事業法の解釈については事業者にてご確認ください。
2	要求水準書	11	1	6	2	(1)		接続道路	道路拡幅整備の予定時期はいつでしょうか。	令和8年度後半に着手、令和10年度に部分共用、令和12年度に全体供用開始を予定しております。 現在、地元と協議中のため現段階の計画案になりますが、令和7年1月28日に行われた住民説明会の資料を公開いたしますので参考にしてください。
3	要求水準書	12	1	6	2	(1)		敷地概要	電気の欄に「※都市計画道路千曲線の整備に合わせて引込位置の変更あり」とありますが、新設する体育館への引き込みは今回工事にて別途引き込むことでよろしいでしょうか。 その際、アリーナ側の引き込みをメインの受変電とし、「本事業の敷地範囲」外への電源供給は、市負担にて、アリーナ側から分岐し、既存の受変電は撤去し、将来的には1敷地1受電となるよう整理することによろしいでしょうか。 (実際は電力会社との協議次第であり、一定期間1敷地2受電となるので、電力会社が許す期間の中で1敷地1受電にできるよう市の受変電をご準備いただくことは可能でしょうか。) また、受電点移設の際に発生する負担金はどちらの負担になりますでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。「本事業の敷地範囲」外への電源供給に関する整備は別途市で行います。 後段については、新体育館整備に伴い新たに整備する受電設備に係る費用（負担金含む）は今回の事業費に含めてください。
4	要求水準書	12	1	6	2	(2)		敷地の現況	「市道246号線について、本事業の敷地側に拡幅（9m幅員）が計画されている」とありますが、拡幅後の想定敷地境界ラインをご教授お願いします。	現在、地元と協議中のため現段階の計画案になりますが、令和7年1月28日に行われた住民説明会の資料を公開いたしますので参考にしてください。

5	要求水準書	18	2	1	2	(1) (2)	周辺環境・地球環境への配慮	(1)において自然採光や自然換気への配慮について、また(2)において環境負荷低減対策を図ることについて記載がありますが、エネルギー負荷の観点からは相反する場合があります。提案の採点に及ぼす影響について、現時点でご説明いただけたところをご教示ください。	(1)については空間デザインなど意匠的な観点、(2)については環境への配慮、対策等の観点による内容をご理解いただき、ご提案ください。
6	要求水準書	22	2	1	5	(2) ①	受変電・発電設備	「本施設用のキュービクルを整備すること」とありますが、これは資料5-3事業予定地インフラ現況図（電気）で示されている電気引き込み位置にあるキュービクルからの電気を受電するキュービクルという理解でよいのでしょうか。それとも電気引き込み部の変更も含めて提案してよいのでしょうか。「戸倉体育館エリア全体の整備状況に合わせて将来拡張できるように計画すること」と言う観点から、引き込み部のキュービクルも本施設の整備対象になり得るという理解でよいのでしょうか。	No.3をご参照ください。 資料5-3事業予定地インフラ現況図（電気）に示す既存設備は、戸倉体育館エリア全体の整備に伴い廃止する予定です。
7	要求水準書	22	2	1	5	(2) ①	電気設備	非常時の空調設備の設定温度について想定がございましたら、ご教示ください。	避難所としての利用を想定しているため、災害の状況や季節、天候により異なりますが、室温で20～28℃を想定してください。
8	要求水準書	23	2	1	5	(2) ②	電気設備	アリーナ照明の照度1,000ルクス以上の維持を求められていますが、アリーナの隅々まで必要でしょうか。または、平均値で1,000ルクス以上でよろしいでしょうか。	平均値で1,000ルクス以上としますが、競技コート内は1,000ルクス以上を確保してください。
9	要求水準書	26	2	1	5	(2) ⑭	電気自動車急速充電設備	「駐車場に面して使用しやすい位置に電気自動車急速充電設備を整備することが望ましい。整備台数は事業者の提案によるものとする。」とありますが、電気代は貴市にて負担という理解でよろしいでしょうか。	電気自動車急速充電設備は便益事業として取り扱います。電気代につきましては事業者負担と考えております。
10	要求水準書	26	2	1	5	(2) ⑭	電気自動車充電設備	該当設備を設置した場合、本設備に係る電気費用（使用料）は自主提案事業の便益事業に該当するといった認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

11	要求水準書	27	2	1	5	(3)	④	自動制御設備	『事務所において各機器の運転監視を可能とすること』とありますが、将来用スペースの取り込みをする必要がありますでしょうか。（警報・監視も取り込む必要があるか）	事業者の提案としてください。なお、管理運営面から、キュービクルやポンプ等の機器類の警報・監視は必要と考えます。
12	要求水準書	31	2	2	1	(1)		体育館	テレビ中継の電源設備の確保は、電源車による対応は不可でしょうか。	電源車による対応も可とします。
13	要求水準書	32	2	2	1	(3)		提案施設	「地域住民等の利便性の向上に資する施設のうち、本事業の実施に資するものとして市が適当と認めるもの」の認定はどの時点で行われる予定でしょうか。	本事業の趣旨を十分にご理解いただいた上で、提案いただく施設と考えており、具体的な提案内容をもとに審査委員会にて判断することになります。
14	要求水準書	32	2	2	2	(1)		競技フロア	ボールの跳ね返りなど、競技エリアの床に関する基準はございますでしょうか。	JISA6519に適合する仕様としてください。
15	要求水準書	33	2	2	2	(2)		観客席	一般的な体育館の観覧席は2階以上に設けられます。ただし、観客席を2階以上に設けると手前がケラれるため、競技フロア全体が見渡せるようにするのは相当困難です。必ず見通せなければならないエリアがあればご教示ください。	競技コート内が可能な限り見通せるよう配慮をしてください。
16	要求水準書	34	2	2	2	(4)		放送室	放送室はアリーナ全体を視認することができる位置であって運営上支障なければ、他の室と兼用しても宜しいでしょうか。	運営上の問題が生じなければ、他の室と兼用としていただいて構いません。
17	要求水準書	34	2	2	3,5			軽運動室、会議室・研修室	軽運動室および会議室・研修室にプロジェクターの設置が求められていますが、プロジェクターは兼用でもよろしいでしょうか。	兼用としていただいて構いません。
18	要求水準書	35	2	2	6	(1)		更衣室	千曲市施設において、オールジェンダー対応の更衣室で参考になる事例がございましたら、ご教示ください。または、目指すべき事例がございましたら、ご教示ください。	前段については、事例はございません。後段については、特にございませんので事業者の提案としてください。
19	要求水準書	39	2	2	8	(2)		外構等	駐車場緑化を行った場合の、緑化面積の算定方法をご教示ください。	緑化の手法、製品等により、算定方法、緑化率が相違すると認識しております。関係法令等をご確認のうえ、ご提案内容に沿った算定をお願いします。

20	要求水準書	45	2	3	5		交付金申請補助業務	・都市構造再編集中支援事業交付金（国土交通省） ・公共施設等適正管理推進事業債（集約化、機能移転）（総務省） ・その他対象となる交付金等 当該箇所に以上の交付金の例示を頂いておりますが、交付金申請の時期についてわかるものがあればご教示ください。通常PFI事業であれば事業契約締結後に設計契約の締結となりますので、業務開始時期が契約締結スケジュールに大きく影響する為、確認したい次第です。	原則、施設完成まで毎年修正等により申請を行うことになります。 交付金の種類により多少誤差が出ますが、申請時期としては、交付金を受け取る前年の第一四半期に概算要望、第三四半期に再調整、第四四半期に本要望となり、金額の変更については第三四半期の再調整時点で概ね確定させる必要があります。 申請時に図面等必要となる書類の作成にご協力をお願いします。
21	要求水準書	51	3	3	5	(4)	什器・備品等の調達及び設置業務	設備をリースで調達とする場合の満了時対応については、事業終了（2043年3月末日）時に発注者へ設備を現状有姿にて無償譲渡するとの理解でよろしいでしょうか。また、無償譲渡とした場合のリース期間中の固定資産税負担については、発注者負担となり、リース会社に納税負担はないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、事業契約第102条第3項なお書きのとおり、事業者はリースにより調達した備品の所有権を取得した上で、それを市に無償譲渡していただく必要があり、当該無償譲渡後における当該備品に係る固定資産税は所有者たる市の負担となります。
22	要求水準書	51	3	3	5	(4)	什器・備品等の調達及び設置業務	設備をリースで調達とする場合の保守業務については、リース契約に含まれず、別途、発注者と維持管理業者の間で締結する契約に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	リースにより調達した備品の保守管理業務については、市が事業者と締結する事業契約に含まれ、民間事業者の業務範囲です。
23	要求水準書	57	4	1	1		業務の対象範囲	什器・備品等保守管理業務を運営企業が担当することは可能でしょうか。またその場合、運営企業は維持管理企業としての参加資格要件を満たす必要はあるでしょうか。	前段については、什器・備品等保守管理業務を運営企業が担当することは可能です。 後段については、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が維持管理業務の参加資格要件を満たせばよいものとします。
24	要求水準書	57	4	1	1		業務の対象範囲	維持管理業務に際して必要な消耗品について、貴市の想定はありますか？また、想定が無い場合は、事業者の任意の判断によると考えてよろしいでしょうか？	市で想定しているものはありません。事業者の任意の判断となります。
25	要求水準書	57	4	1	1		業務の対象範囲	既存施設における消耗品の事例、および消費実績についてご教示ください。	補足資料をご確認ください。

26	要求水準書	57	4	1	1		業務の対象範囲	「別紙13 主な維持管理業務項目詳細一覧」を基本に事業者が提案することとあります。当該資料の業務内容は必須ということでしょうか？ または、別紙記載の項目に関して、事業者任意でのスリム化・効率化は可能でしょうか？	要求水準及び関連法令等の満足並びに業務の品質及び円滑な実施が担保される場合は、別紙13に記載された項目に関して、事業者の提案によってスリム化、効率化することは可能です。
27	要求水準書	57	4	1	1		業務の対象範囲	性能及び機能を常時適切な状態に維持管理することとありますが、経年による劣化については、許容いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとします。
28	要求水準書	57	4	1	2		業務期間	施設整備提案と連動し、本施設（屋外施設）及び提案施設の竣工・引渡しを早めた場合、維持管理業務も早期化した該当月分の維持管理・運営費については、第1回支払分に加算させていただきますと考えてよろしいでしょうか？	本施設（屋外施設）及び提案施設の竣工・引渡しを早めた提案を行う場合、サービス購入料B-1の第1回の支払額は、提案内容に応じて提案してください。
29	要求水準書	59	4	1	6		各種提案	「維持管理業務の実施結果の分析及び評価をもとに、各種提案資料を作成し、市に提出すること。」とありますが、具体的にどのような提案を求めているのでしょうか。また、提案の時期はいつになりますでしょうか。	前段については、事業者によるセルフモニタリングを踏まえた業務水準の向上に資する提案等を想定していますが、具体的な内容は事業者の提案によるものとします。 後段については、業務報告書（月次）のうち、1月に提出する業務報告書（12月に実施した業務に対する業務報告書）に記載してください。
30	要求水準書	59	4	1	7	(3)	業務従事者	「維持管理業務を担当する者のうち1名は甲種防火管理者の資格を有すること。」とありますが、総括責任者等運営スタッフが資格を有することで他の維持管理の担当者が資格を有していなくてもよろしいでしょうか。	維持管理業務を担当する者ではなく、運営業務の従事者が甲種防火管理者の資格を有している場合も認めることとします。
31	要求水準書	60	4	1	7	(8)	その他	「業務の全部又は主たる部分の第三者への委託は不可能とし」とありますが、主たる部分とは具体的にご教示いただけますでしょうか。	業務を達成するために必要不可欠な業務を想定していますが、個別の事象に応じて判断します。
32	要求水準書	60	4	2			開業準備期間中の維持管理	供用開始前であることを踏まえとあります。使用規則を制限し、セキュリティ・美観等に配慮することで、供用開始後の仕様とは異なる効率的な仕様を提案できると考えてよろしいでしょうか。	開業準備期間中に実施する維持管理・運営業務については、事業者の提案としますが、実施内容は要求水準書第4章に記載された内容に準拠してください。

33	要求水準書	61					建築設備保守管理業務	第1回質疑回答No.60にて「維持管理業務の責任者は、本施設への常駐を必須とはしておりません。」とあり、非常駐を想定されているかと思います。 電気事業法に基づき、経済産業省へ提出が必要になる電気保安の届出において、電気保安の委託契約の締結が別途必要になりますが、非常駐で外部委託制度を活用し、電気保安業務を行う場合、自家用電気工作物の設置者である千曲市と委託先である電気保安法人等との直接の委託契約が必要になりますが、ご対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。	維持管理業務の責任者について、本施設への常駐を必須としていないと回答しましたが、すなわち電気保安管理業務の外部委託を求めているわけではありません。
34	要求水準書	63	4	5			什器・備品等保守管理業務	適切に整備・管理を求める什器・備品の対象範囲に事業者所有備品を含むとあります。一般的に事業者所有備品について、備品台帳の整備を求められることは少ないと存じます。事業者所有備品について、台帳の整備業務の対象から除いていただけないでしょうか。	原文の通りとします。
35	要求水準書	65	4	7	2	(3)	定期清掃業務	吹出口、棚・頭上構造物、屋根裏の梁材の除塵作業については、モップ等による清掃を行う想定で問題ないと考えてよろしいでしょうか。	具体的な清掃場所及び方法は事業者の提案に委ねるものとします。
36	要求水準書	65	4	7	3		日常巡視業務	業務内容を拝見すると、本施設に常駐する管理者が行う業務のように見受けられます。維持管理業務を行う管理員等の常駐配置を求められていると考えてよろしいでしょうか。	要求水準及び関連法令等の満足並びに業務の円滑な実施が担保される場合は、施設への常駐は必須としていません。
37	要求水準書	66	4	7	4		廃棄物処理業務	本項で述べる「収集場への持込」とは、敷地内の収集場への運搬・管理を指し、敷地外の処分場への運搬・処理ではないとの認識でよろしいでしょうか。	事業に伴う事業ごみ及び粗大ごみについては事業者にて収集運搬処分の手配及び費用負担をして頂きます。具体的な方法については事業者提案とします。
38	要求水準書	66	4	7	4		廃棄物処理業務	有害鳥獣等による被害防止策についての記載がございます。既存施設における取組内容や被害内容についての情報について開示いただけないでしょうか。	現在の類似施設につきましては、後付けの防鳥ネット等に対応しておりますが、根本的な解決とはならないため、可能な限り設計時から考慮していただくようお願いします。 被害状況としては、堆積した糞により窓が開きづらいことや、清掃手間が増えることが挙げられます。
39	要求水準書	67	4	9			除雪業務	近年の実績から、シーズン中の対応実績（頻度・範囲）についてご教示いただけませんか。	駐車場はアスファルト舗装部分のみ、約10センチ以上の積雪を基準に年2回程度実施しています。また、玄関周辺は凍結による転倒防止のため、少量の積雪でも実施しております。

40	要求水準書	67	4	10			修繕業務	第一回質疑回答（要求水準書No.68）にて「長期修繕計画に反映する際に協議することとします」とありますが、提案における収支計画にどのように反映するかということで回答をお願いします（お示しの協議は事業開始後に行われるものです）。ご回答にある「本施設が正常に機能する修繕」として何を行うか、については本事業の運営期間が15年であるということも含め、事業者側で判断して収支計画を策定するという理解でありますが、いかがでしょうか。なお、修繕に関して大規模なものを含めて事業者の業務としますが、施設の状態予測によっては、その（大規模な）修繕のコスト予想が大きくなり、提案金額が増大する可能性がありますので、ご留意頂ければと存じます。	前段については、提案における長期修繕計画については、提案書類の様式8-4に記載しているとおり、1,000千円/年以上の修繕・更新費用の内容は原則記載してください。長期修繕計画書及び長期修繕計画を反映した収支計画については、事業者のご判断でご提案ください。なお、維持管理・運営開始から10年を経過した時点で大規模修繕が必要な箇所については、長期修繕計画書の内容を必要に応じて修正して反映して頂くことになります。
41	要求水準書	67					修繕業務	第1回質疑回答No.66にて、「…大規模修繕も含めて、事業者の範囲です。事業期間内に更新が必要なものは、予め事業費内計上をお願いします」とありますが、予定価格に大規模修繕費も見込まれておりますでしょうか。	本施設が正常に機能するために必要な修繕のうち、比較的大規模なものを大規模修繕と表記していますが、事業期間において、本施設が正常に機能するために必要な修繕は、規模の大小に関わらず、大規模な修繕も含めて、事業者の業務範囲ですので、予定価格には大規模な修繕の費用も含まれます。
42	要求水準書	71	5	1	8	(3)	業務従事者	第一回答にて「運営業務の責任者と維持管理業務の責任者の兼務は可能です。」とご回答いただいておりますが、いずれも一定の経験や資格要件が必要かと存じます。特に維持管理業務については設備管理業務を伴うため、必要な資格要件、経験等を明示する形が望ましいと思われます。また、維持管理・運営期間においては、配置職員に資格証の提出を求めることも必要と考えます。	原文の通りとします。
43	要求水準書	73	5	2			開業準備業務	第一回質疑回答（要求水準書No.72）に「開会式典の詳細については協議により決定」とありますが、「当日の式典の進行を行う」とは、式典開催の費用を事業者にて負担することでしょうか。施設の開館式典の主催者は自治体様となると存じます。開館式典の業務・費用負担についてご教示ください。収支計画の予算前提を明確にしたいという趣旨です。	市は開館式典にあたり、行政関係の参加者名簿、連絡先の作成等を行うことと想定しています。そのため、事業者により様々なノウハウやイベント開催実績があると考えております。そのため、式典に関する費用については原則事業者負担とすることを考えております。なお、事業者決定後に協議により開催内容や役割分担などについて調整できるものとします。

44	要求水準書	78	5	4					料金徴収業務	第一回答にて 「手数料については、原則事業者負担としますが、料金徴収方法等より異なる部分があるため、負担については協議により決定いたします。 収支計画書上は提案時点での手数料を計上してください。」 とご回答いただきましたが、「負担について協議により決定する」のであれば、申請時点では貴市が定める共通の手数料を仮計上する形を希望します。（事業者によって違う手数料を計上してしまう可能性の排除）	電子マネー決済の手数料、クレジットカード決済の手数料は事業者負担とし、上記以外の料金徴収に係る手数料については協議することとします。 各事業者の提案による徴収システムが不明であり、手数料体系も異なることが想定されるため、事前に定めることができません。 そのため、収支計画書へは提案時点の手数料を計上してください。
----	-------	----	---	---	--	--	--	--	--------	---	---

■付属資料に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①	項目等		
		1	1	1	1	(1)	①			
1	資料6							都市計画道路千曲線	都市計画道路千曲線北側の、市道241号線と交差する付近の市道246号線及び市道1-20号線は現況のままという理解でよろしいでしょうか。 都市計画道路千曲線開通に伴う、市道の再整備がある場合は、整備後の道路計画図をご教授お願いします。	「要求水準書に関する質問」No.4をご参照ください。
2	資料8							戸倉体育館エリア河川保全区域・家屋倒壊等氾濫想定区域	本業務の確認申請対象敷地は戸倉体育館エリアと考えてよろしいでしょうか。 本事業の敷地範囲とその他のエリアで申請対象敷地を分筆する予定はございますでしょうか。	ご理解の通りです。なお分筆する予定はありません。
3	資料10							柔道用畳	軽運動室の器具に柔道用畳の記載があります。ただし、要求水準書では軽運動室の利用について柔道の記載はありません。自由提案の範疇としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	資料13							主な維持管理業務項目詳細一覧	当該資料の内容が、項目・頻度等における維持管理業務における要求水準のラインと認識してよろしいでしょうか。	「要求水準書に関する質問」No.26をご参照ください。
5	資料14							表1	コインシャワーの利用料金設定について、利用実態と合った料金及び時間設定(10～15分100円程度が一般的)が必要であるという想定のもと、2枚の硬貨or受付にて専用コインの付与が必要で、尚且つ需要の少ない50円を用いなければならない150円という設定は、昨今の施設運営において、利用者の利便性の観点及び少数派になりつつある現金利用に対応する両替金準備の労力と手数料を考えると非合理的かと存じます。 ※利用時間の明確化により水光熱費の節減にもつながります。 端数を取り除いた金額設定としてください。	資料14については、現在の戸倉体育館の料金設定ですので、事業者提案により設定をお願いします。ただし市内類似施設を基準に、著しく乖離しない金額設定をお願いします。 なお、コインシャワーの光熱水費は市に納めないものとします。
6	資料18							体育館の使用状況	資料18 戸倉体育館利用状況(参考)のような体育館以外の施設の使用状況を共有頂けないでしょうか。 戸倉体育館エリア全体の整備状況に合わせて将来拡張できるように計画するための検討に活用したく存じます。	戸倉体育館エリアの利用状況をまとめた資料を別添のとおり公開します。

■基本協定書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	条	項	1	(1)	項目等		
		1	1	1	1	(1)			
1	基本協定書（案）	3	6	3			業務の委託又は請負	第一回質疑回答（基本協定書案No.6）において「構成員は他構成員に受託し又は請け負った業務を誠実に行わせることは、他者にある行為を行わせることは、業務遂行の連帯負担と同義となるので削除願います（趣旨）」との質問に対し、「優先交渉権者全体による一体的かつ円滑な業務遂行を確保する趣旨の規定となりますので、現行の記載のとおりとします」とありますが、一体的且つ円滑な業務遂行の確保において、構成員の連帯責任まで求めることは構成員にとっては過度な要求となります。基本協定書において、各構成員は市に対して個別に業務遂行を行う旨を誓約しておりますので、それで足りると思料します。「させる」規定の存置は本事業への参画判断に大きな影響を与えますので、当該規定の削除をお願いします。第10条1項と同趣旨の議論でございます。	原文の通りとします。 現に損害賠償請求の必要が生じた場合には、具体的な事実関係に応じて、各構成員間の寄与度に応じた請求を行う可能性もあり、また、仮に自身の寄与度を超過して賠償を行った場合には、他の構成員に対する求償を行うことにより損失の補てんを行うことも可能という理解です。
2	基本協定書（案）	3	7	3			尊重規定	第一回質疑回答（基本協定書案No.7）に「市による優先交渉権者尊重規定は第3条第2項に同様の記載もあるため、現行の記載のとおりとします」とありますが、ご指摘の規定存置は認識しております。質問の趣旨は「事業契約案のあたま書きにある双方尊重規定」に沿って「市による優先交渉権者尊重規定」存置をお願いしております。ご検討をお願いします。契約主義のPFI事業において片務規定はそぐわないものと認識します。	第3条第1項において双務的な誠実条項があることを踏まえ、第7条第3項については原文の通りとします。
3	基本協定書（案）	4	7	6			参加資格を欠く場合	第一回質疑回答（基本協定書案No.9）に「事業契約の効力発生までの間も参加資格要件を満たすことを条件としています」とありますが、再考をお願いします。SPC設立を前提としますと、事業契約の当事者はSPCとなり構成員はその当事者とはなりません。リスク分離の観点からSPCを設立しながら、構成員の資格喪失のリスクをSPCが抱えることは、事業継続観点から市・事業者双方にとって好ましいものではありません。	事業契約の契約当事者自体はSPCであるとしても、事業遂行上実質的な役割を果たすこととなる各構成員による参加資格要件の充足性も市による事業者選定プロセス上必要不可欠な要素となりますので、原文の通りとします。
4	基本協定書（案）	5	10	2			資金調達、出資	第一回質疑回答（基本協定書案No.14）に「資金調達については事業者の責任において行っていただくことを想定しています」とあり、そのご回答に違和感はありませんが、一方で資金調達先の銀行等と市との直接契約の締結や、事業契約上の地位や債権の譲渡の承諾等、市の協力が必要なことがございますので、市の協力規定の存置をお願いします。	市として可能な範囲での資金調達への協力には応じさせていただく想定ですが、直接協定や承諾書等については具体的な文言の吟味等が必須であることから、あらかじめ包括的な協力規定を置くことについては応じかねます。

5	基本協定書（案）	6	12	2		解除並びに違約金等	第一回質疑回答（基本協定書案No.18）にて回答された「違約金より実際の市が被った損害が小さい場合の差額精算はしない」ことについては違和感はありませんが、この違約金を損害賠償の予定として、規定して頂くことをご検討下さい。事業参画に伴う最大リスクを構成員各社が社内及び資金調達先である銀行に説明する必要があるためです。	市としてあらかじめ損害賠償請求権の一部放棄を強制され得る建付けは許容し難く、原文の通りとします。
6	基本協定書（案）	6	12	3		解除並びに違約金等	第一回質疑回答（基本協定書No.20）にて回答を頂いておりますが、基本協定締結後事業契約締結迄の間に構成員が資格喪失した場合、「事業契約締結を行わない」というお考えには事業継続の観点から違和感があります。また、提案価格の10%（上限提案金額54億円で計算すると5.4億円）の違約金設定は過大であり、事業参画判断に大きな影響を与えます。仮に資格喪失した場合に「事業契約締結はしない」とした場合、違約金は発生しない」として頂きたく、これにつきお考えを教示頂きたくお願いします。	原文の通りとします。 なお、参加資格要件とは、本事業へ参加するために必要な要件を定めたものであり、事業遂行上実質的な役割を果たすこととなる各構成員は事業期間中も当然満たすべきものと考えています。 また、代表企業以外の構成員が事業契約締結日までに参加資格を欠く場合は、募集要項第3章2(1)の通り、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認めています。代表企業が参加資格を喪失した場合でも、基本協定書（案）第7条6項は市が仮契約を締結せず又は締結済の事業契約の仮契約を解除することができることを規定したものであり、無条件に締結しない又は解除することを規定したものではありません。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	条	項	(1)	項目等		
		1	1	1	1	1	(1)			
1	事業契約書（案）	1	1		3	3		総則・債権債務の相殺	第一回質疑回答（事業契約（案）No.1）にて「市の債権保全のために事業者との間の債権債務を相殺する可能性があるため、その権利が妨げられないように規定しているものです」と回答頂きましたが、資金調達先である銀行はこの規定存置に反対することが想定されます。この規定の削除につきご検討をお願いします。	プロジェクトファイナンスによる資金調達を理由として、市に法令上認められる相殺に係る権利が一律に制限されることは許容し難く、原文の通りとします。
2	事業契約書（案）	2	1		6	1		提案書類と要求水準書の関係	第一回質疑回答（事業契約書案No.2）に「質疑回答と競争的対話における解釈は「募集要項等を構成しない」とありますが、事業者は提案段階において質疑回答と競争的対話での解釈を拠り所として提案を行います。「募集要項等を構成する」という形でご整理頂きたいをお願いします。	募集要項等に関する質問に対する回答及び競争的対話において示す解釈については、事業契約書（案）に示す契約図書の解釈・適用の参考のため、募集要項等には含まず、募集要項等の参考資料として扱います。
3	事業契約書（案）	2	1		6	2		提案書類と要求水準の関係	本項で述べる「尊重」とは、要求水準を達成する事業者提案に対して要望事項による更なる付加価値の要求に対して応じる義務ではなく、要求水準の達成を前提に事業者が可能な範囲で要望事項に応えるべく努める「努力義務」であることを確認させてください。	本項における「意見、その他発注者からの要望事項」には、例えば、提案書類の内容が要求水準に達していない場合において、当該要求水準を達成するために必要な要請等も含まれるものの、実務上不可能な内容についてまで対応義務を課すものではございません。
4	事業契約書（案）	3	1		11	2		契約の保証	第一回質疑回答（事業契約書案No.7,8）にて「維持管理運営期間における違約金相当額の契約保証金納付と履行保証保険の付保について」回答頂いておりますが、PFI案件のほとんどにおいて、維持管理運営期間の違約金相当額を契約保証金とすることは求められておりません。（建設工事の違約金相当額を履行保証保険で代替することで、契約保証金は無しと整理されることがほとんどです。）維持管理運営期間の履行保証保険は単年度でも付保はかなり難しく、仮に単年で契約してもその保険商品がなくなる等により継続ができなくなった場合、その段階で契約保証金を納付する必要があるが出てきてしまいます。契約保証金の納付の有無は事業参画判断に大きな影響を与えますので、維持管理運営期間の違約金相当額の契約保証金納付は免除して頂きたいをお願いします。	原文の通りとします。

5	事業契約書（案）	3	1		11	2	契約の保証	第一回質疑回答（事業契約書案No.7,8）にて「維持管理運営期間における違約金相当額の契約保証金納付と履行保証保険の付保について」回答頂いておりますが、PFI案件のほとんどにおいて、維持管理運営期間の違約金相当額を契約保証金とすることは求められておりません。（建設工事の違約金相当額を履行保証保険で代替することで、契約保証金は無しと整理されることがほとんどです。）維持管理運営期間の履行保証保険は単年度でも付保はかなり難しく、仮に単年で契約してもその保険商品がなくなる等により継続ができなくなった場合、その段階で契約保証金を納付する必要がある出てきてしまいます。契約保証金の納付の有無は事業参画判断に大きな影響を与えますので、維持管理運営期間の違約金相当額の契約保証金納付は免除して頂きたいをお願いします。	No.4をご参照ください。
6	事業契約書（案）	3	1		11	2	契約の保証	第一回質疑回答にて「維持管理運営期間における違約金相当額の契約保証金納付と履行保証保険の付保について」回答頂いておりますが、経験上、PFI案件及び指定管理者において、維持管理運営期間の違約金相当額を契約保証金とすることは求められたことはありません。 また、維持管理運営期間の履行保証保険は単年度でも付保は難しく、仮に単年で契約出来たとしてもその保険商品がなくなる等により継続ができなくなった場合、その段階で契約保証金を納付する必要があります。 契約保証金の納付義務は事業参画判断に大きな影響を与えますので、違約金相当額の契約保証金納付は免除して頂きたいと存じます。 また、そのようなリスクを担保するのがSPCの存在であるという認識です。SPCを組成するグループには本要件を適用しないよう、修正、または削除を要望します。	No.4をご参照ください。
7	事業契約書（案）	3	1		11	2	契約の保証	維持管理・運営業務に係る契約保証の条件は他PFIでもほとんどない条件設定という理解です。1項に記載の施設整備業務のみの契約保証の条件としていただけないでしょうか。	No.4をご参照ください。
8	事業契約書（案）	3	1		11	2	契約の保証	事業者が契約保証金を貴市に納付した場合はその契約保証金は事業期間終了時に利息が付された形で還付されるという理解でよろしいでしょうか。	契約保証金に金利は付しません。

9	事業契約書（案）	4	1		14	2	資金調達	第一回質疑回答（事業契約案No.11）に「融資契約及び担保関連契約の写しの市への提出」については「原則提出」とあります。これら契約の当事者である銀行等の意向もありますので、この件については、優先交渉権者決定後に銀行を交えての協議事項とさせていただきます。	「原則提出」の例外の可否については、優先交渉権者決定後の協議により決定させていただきます。
10	事業契約書（案）	7	3		21		本施設の設計	第一回質疑回答（事業契約案No.15）にてご回答を頂いておりますが、この21条と25条のみがリスク切り分けが他条文と異なっていることについて改めてその趣旨につきご回答をお願いします。（第一回の回答ではその趣旨が明示されておられません）契約の建付けを極力揃えて頂き、特例規定の場合はその趣旨を明示して頂きたく願います。（21条と25条のみ、リスクの境界線が事業者側に寄っております）	双方不帰責の場合のリスク分担は、問題となるリスクの性質や想定される損害の規模等に鑑みて個別に判断されるべきであるところ、ご指摘の条項に定める遅延リスクについては現行の記載のとおりリスク分担が必要であると考えます。なお、いずれの場合も必要に応じてスケジュールの延期を許容する内容となっており、事業者にのみ過度な負担を課す内容にはなっていないものと思料いたします。
11	事業契約書（案）	8	3		24		交付金申請	第24条の交付金の申請に関して、交付金申請が認められるか否かが本契約の効力には影響を及ぼさないということによいか（念のため確認の趣旨となります）ご教示頂きたく存じます。	交付金の申請が認められるか否かは本契約の効力に影響を及ぼしません。
12	事業契約書（案）	11	4	1	31		関連工事の調整	第一回質疑回答（事業契約No.22）において「関連工事の調整は事業者と関連工事の実施者が直接行う」ということで「原文どおり」との回答を頂いておりますが、工事間の調整には関連工事の発注者である市の関与が必要なことは明白ですので、第一回質疑にお示した「発注者と事業者」に変更する等につき、対応をお願いします。	事業契約書（案）を修正します。
13	事業契約書（案）	12	4	2	35	4	工事の中止	第35条第4項において、自然災害等による工事中止の場合、既履行部分の対価は支払いがされることによいかご教示頂きたく存じます。	自然災害等による工事中止の場合、発注者は、必要と認められる場合に、事業者と協議を行い、引渡し予定日若しくはサービス購入料を変更するものとします。具体的な対応は個別事象に応じて判断します。
14	事業契約書（案）	17	5	1	51		損害賠償等	維持管理・運営業務の実施にあたり、発注者の帰責事由により第三者に損害が生じた場合について、当該のリスクを負担するのは発注者（千曲市）という認識でよろしいでしょうか。	発注者の責めに帰すべき事由によって第三者に損害が生じた場合のリスクは発注者が負担することを想定しておりますが、具体的な対応は個別事象に応じて判断します。
15	事業契約書（案）	17	5	1	52		保険の付保	施設昇降機賠償・請負業者賠償について、委託先または請負先の第三者に加入させる旨の記載がありますが、要求する付保条件を満たすことを前提とした再委託先等の企業が加入する企業包括保険で代用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

16	事業契約書（案）	17	5	1	52		保険の付保	保険加入を証する書面は、「証券の写し」で良いと考えてよろしいでしょうか。（特に企業保険にて代用する場合、原本の提示が出来かねるため、ご了承いただきたくお願い致します）	ご理解の通りです。
17	事業契約書（案）	18	5	1	58		業務報告等	「事業者は、要求水準書等に従い、維持管理・運営期間において、日報、業務報告書（月次及び年間）並びに事業報告書（毎年度）を作成し、業務報告書（月次及び年間）並びに事業報告書（毎年度）を、発注者に提出するものとする。」とありますが、年間業務報告書と事業報告書の違いについて、ご教示ください。	業務報告書（年間）と事業報告書は同一のものを想定しているため、事業契約書（案）及び関連書類を修正します。
18	事業契約書（案）	19	5	1	60		自己評価	「指定管理者としての管理運営について、毎年度、要求水準書等に従い、利用者の満足度を踏まえた自己評価を実施して、その結果を第58条に定める業務報告書（月次及び年間）に記載しなければならない。」とありますが、どのような報告をすればよろしいでしょうか。 また、毎年度の実施を求められていると推察しますが、月報への記載ではなく、事業報告書への記載のみでよろしいでしょうか。	前段については、利用者アンケートの結果の報告や結果を踏まえたセルフモニタリングの評価を記載してもらうことを想定しています。 後段については、要求水準書第1章第3節6(3)をご参照ください。
19	事業契約書（案）	20	5	1	70		利用料金の取り扱い	利用者からの利用料金収入をその業務を担う構成企業や協力企業が（SPCを経由せず）直接収入を受け取ることを妨げないという理解でよろしいでしょうか。No. 44の自由提案事業の収入について「可」として頂いておりますが、利用料金収入についても念のため確認させてください。（日々の利用料金の集金管理は現場の運営担当会社が行う方が、現金等の管理と事務負担の観点から適切であるという実務面の課題対応という観点もございます。）	利用料金は指定管理者が収受することになります。SPCが指定管理者に指定された場合は利用料金はSPCが収受することになります。
20	事業契約書（案）	21	5	1	72		指定の取消し	第一回質疑回答（事業契約（案）No. 39)にて回答頂きましたとおり、「指定は指定管理者の指定」であることを事業契約案にて修正反映頂くようお願いします。	事業契約書（案）を修正します。
21	事業契約書（案）	22	5	2	74		開業準備業務の実施	事業者が必要と認めるものは、開業準備期間前でも実施することができるとあります。これは、開業準備期間前でも必要であれば事業者判断により指定管理者としての権限を以て履行できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

22	事業契約書（案）	22	5	2	76		従事職員の確保等	従事職員の名簿を2か月前までに提出・承諾が必要とあります。本規定により従事職員の早期雇用が必要となり、最低2か月分の人件費が余分に必要となり事業者にとって負担となるほか、事業費の上昇に繋がります。初年度は業務開始前までとする、または2か月前の提出・承諾については責任者に限定する等の条件緩和について御検討いただけませんか。	原文の通りとします。
23	事業契約書（案）	22	5	2	76		従事職員の確保等	従事職員の名簿を2か月前までに提出・承諾が必要とあります。本規定により業務開始2か月前からの従事者確定を求められる場合、業務開始前の2か月分の人件費についてサービス対価に含めることについてご了承いただけたと考えてよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務のサービス購入料は業務の履行に対する対価として支払うものです。業務履行に必要な費用についてはサービス購入料の内訳として含めて提案することは可能です。
24	事業契約書（案）	23	5	3	82		本施設の修繕・更新	「事業者は、長期修繕計画書及び修繕業務計画書を作成し、発注者に対して当該計画書を提出する。」とありますが、提出時期はいつになりますでしょうか。 また、修繕計画の作成は、竣工図の確認後に着手しない限り、適当な計画にはならないため、竣工後1年以内の提出としていただけないでしょうか。	前段については、長期修繕計画書は、維持管理・運営開始から10年を経過した時点で大規模修繕が必要な箇所を反映したものを提出してください。 後段については、修繕業務計画書については、応募時に提案した長期修繕計画書に基づき、各年度の業務を実施する前年度の9月末日までに市へ提出してください。なお、長期修繕計画書は修繕業務計画書にあわせて適宜修正することも可能とします。
25	事業契約書（案）	26	7	3	94	1	事業者債務不履行による契約解除	94条1項（3）と（5）の存置趣旨をご教示ください。構成員の基本協定書上の規定違反を事業契約上のSPCの債務不履行事由とする規定はSPCに対して過度な負担となります。特に（5）は、基本協定書の規定すべてにかかるため、構成員が基本協定のどの規定に違反してもSPCは債務不履行となり事業契約は解除となってしまいます。これでは構成員とSPCを別会社として「リスクを分離する」という目的が達成できません。特に（5）は削除をお願いします。この規定は所謂「クロスデフォルト」となっており、事業継続に大きな支障となります。（事業が進んだ段階で構成員が資格を喪失すると、事業契約が解除となって違約金も発生してしまうということが起きてしまいます。資格喪失は事業に無関係な事象によって惹起されることもあります。）また、この規定存置は本事業への参画の判断に大きな影響を与えます。	現行の記載のとおりとします。 事業契約の契約当事者自体はSPCであるとしても、所定の手続を経て選定され、事業遂行上実質的な役割を果たすこととなる各構成員には本事業にコミット頂きたく、各構成員に対する一定の制約は必要であり、また、基本協定書上の構成員の義務は適切な事業継続の前提として必須の内容であることがご指摘の条項を存置した趣旨となります。したがって、事業期間にわたってこれらを遵守していただくことが必要不可欠と思料いたします。

26	事業契約書（案）	26	7	3	94	1	事業者債務不履行による契約解除	94条1項（3）と（5）の存置趣旨をご教示ください。構成員の基本協定書上の規定違反を事業契約上のSPCの債務不履行事由とする規定はSPCに対して過度な負担となります。特に（5）は、基本協定書の規定すべてにかかるため、構成員が基本協定のどの規定に違反してもSPCは債務不履行となり事業契約は解除となってしまいます。これでは構成員とSPCを別会社として「リスクを分離する」という目的が達成できません。特に（5）は削除をお願いします。この規定（94条1項（5））は所謂「クロスデフォルト」となっており、事業継続に大きな支障となります。（事業が進んだ段階で構成員が資格を喪失すると、事業契約が解除となって違約金も発生してしまうということが起きてしまいます。資格喪失は事業に無関係な事象によって惹起されることもあります、それによる事業契約解除のリスクを排除することは市・事業者双方にとって適切であり必要なことと思います。）なお、この規定存置は本事業への参画の判断に大きな影響を与えます。	No. 25をご参照ください。
27	事業契約書（案）	26	7	3	94	1	(5) 事業者の債務不履行による契約解除	「(5) 構成員が基本協定書の規定に反したとき。」とありますが、この場合特定の構成員の帰責事由で協定書違反が発生した場合に事業契約上の契約解除の責任をそのほかの帰責ではない構成員にも負わせる過大な内容となっています。また、修正頂いた基本協定書案第12条に記載の「優先交渉権者のうち当該事由に該当する者～」との記載内容とも整合性がとれません。基本協定書の具体的な条文を指定(あるいは除外)した内容で「(5) 構成員が基本協定書第●条の規定に反したとき。」旨で修正頂けないでしょうか。	基本協定書第12条の損害賠償責任と、事業契約の解除の可否とは別個の独立した論点であると考えます。その他についてはNo.25をご参照ください。
28	事業契約書（案）	26	7	3	94	1	(5) 事業者の債務不履行による契約解除	「構成員が基本協定書の規定に反した時」とありますが、基本協定の規定とは具体的にどの規定でしょうか。SPCを設立する場合、基本協定と本契約とは契約主体が異なりますが、該当する規定をご教示願います。	基本協定書上、優先交渉権者の義務として定められている規定の全てが該当します。
29	事業契約書（案）	26	7	3	94		事業者の債務不履行による契約解除	事業開始後であっても、構成員が基本協定の規定に違反した場合、事業者の帰責事由に基づき事業契約が解除され違約金が請求される、と第94条にあります。その場合は、事業開始後のSPC自体が事業契約違反として契約が解除される、ということでしょうか。事業者のリスクが過大ではないか、と考えます。	No. 25をご参照ください。

30	事業契約書（案）	27	7	3	94	2	事業者債務不履行による契約解除	第一回質疑回答（事業契約案No.48）にて「原文のとおり」との回答を頂いておりますが、本条本項7号の「下請契約」の文言はSPCが建設業法上の元請けであるという疑念を呼ぶ可能性がありますので、文言の変更につき再度のご検討をお願いします。なお、同様の趣旨での質疑（事業契約（案）No.21＝第27条）の回答において、ご対応頂いております。	ご指摘の条項における「下請契約」は第27条のものとは異なり、事業者が自ら当事者として締結する契約の類型を例示するものであり、必ずしも建設業務に限られるものではございませんので、現行の記載のとおりとします。
31	事業契約書（案）	28	7	5	100		発注者の任意による解除	発注者が本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他発注者が必要と認める場合の契約解除とは、国・県・市の計画変更や政策変更による事業契約の解除も該当するという認識でよろしいでしょうか。	具体的な解除事由については、個別の事象に応じて判断します。
32	事業契約書（案）	29	8		103	1	本施設の引渡前の解除	第一回質疑回答（事業契約案No.50）にて「本施設の出来形部分には本施設に関係のない項目は含まれません」とありますが、疑義がないように「出来形に含まれる項目」を明示頂きたいをお願いします。建設費用の調達にかかる利息等の金融費用、融資契約等作成のための弁護士費用の扱いについてもご教示ください。（サービス購入料Aにこのような建設期間に発生するその他費用を含めることはお認め頂いております）	本施設の引渡し前に契約が解除された場合には、発注者は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来高に相当する金額の買受代金を支払い、その所有権を取得します。
33	事業契約書（案）	32	10		109		不可抗力による増加費用・損害の扱い	引渡しまでに不可抗力が発生した場合の事業者側での1/100負担について、設備リースをする場合の同負担については、リースは発注者様のためにリース会社が代わって調達するという特性も踏まえて、大小を問わず不可抗力によって発生した損害については発注者にてご負担いただけたとの認識でよろしいでしょうか。	引渡しまでに不可抗力が生じ、リースによる備品調達に関して事業者が増加費用及び損害が生じた場合、合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、サービス購入料A-1及びA-2の合計の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については発注者が負担するものとします。
34	事業契約書（案）	35	12		120		株主に関する誓約	第一回質疑回答（事業契約案No.62）に「事業契約に株主に関する誓約規定を存置する」との趣旨回答を頂いておりますが、この考え方は合理的ではないと存じます。事業契約の当事者となるSPCを設立するのは構成企業です。SPCが株主をコントロールすることはできません。また、構成員の基本協定書上の義務違反を事業契約のSPCの義務違反を構成させることも事業継続上過度のリスクをSPCに負わせることとなります。事業契約案94条の1項5号存置の議論と繋がる話ですので、ご検討よろしくをお願いします。	No.25をご参照ください。

35	事業契約書（案）	36	附則					構成企業等の 資格喪失	第一回質疑回答（事業契約No.64）に「構成員の参加資格は事業契約締結の要件である」との趣旨回答がありますが、この規定存置により、本事業と無関係な事象発生により構成員が資格を喪失した場合、事業自体が開始しないこととなり、市・事業者双方において不利益が生じる事態となります。SPCと構成員は別会社であり、リスクを分離するためのSPC設立の趣旨を全うできなくなります。本規定の削除または変更のご検討をお願いします。	原文の通りとします。
----	----------	----	----	--	--	--	--	----------------	--	------------

■事業契約書（案）別紙に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	ア	項目等		
		1	1	1	1	(1)	ア			
1	別紙1	2				(32)		募集要項等	募集要項等の定義について、実施方針の質疑回答についても当該定義に加えていただけないでしょうか。実施方針の質疑時のみに確認した内容（その後の修正・更新されたものは除く）も正式な回答として整理いただきたく存じます。	原文の通りとします。 なお、実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答によって修正されるべき事項については、募集要項等の公表をもって修正されたものとし、当該質問回答で示した解釈については、事業契約書（案）に示す契約図書の解釈・適用の参考のため、募集要項の参考資料として扱うものとします。
2	別紙1	3				(39)		要求水準書	要求水準書の定義について、実施方針公表時の要求水準書質疑回答についても当該定義に加えていただけないでしょうか。実施方針時の質疑時のみに確認した内容（その後の修正・更新されたものは除く）も正式な回答として整理いただきたく存じます。	No.1をご参照ください。
3	別紙2	5			2	(1)		サービス購入料A	第一回質疑回答（事業契約案別紙No.17）に「サービス購入料A-2の変更に伴う銀行からの借入金額変更に関連する手数料等の変更リスクを回避願います」との趣旨回答を頂いておりますが、融資契約締結後に割賦元本が変更となりますと、銀行や融資契約等を作成・変更の弁護士の手数料が追加的に発生する可能性があり、その発生を回避することは難しい場合があります。現実的には建設に関する費用増加が原因となりますが、この手数料は割賦元本に含めることを可とするよう回答の変更をお願いします。（サービス購入料Aに金融組成手数料等を含めることは可との回答が頂いておりますので、この手数料も同様にサービス購入料に含めることは合理的なことと思料します。）	サービス対価A-1の金額変更に伴いA-2の金額が大幅に変更された場合には、市とSPCとの間で手数料等の費用負担について協議することとします。

4	別紙2	5		2	(1)		サービス購入料A	第一回質疑回答（事業契約案別紙No.15）に「基準金利の決定は、本施設（体育館）の引渡し2営業日前を想定していますので、別紙2を修正します」とありますが、本施設（体育館）と本施設（屋外施設）の引渡しを2028年7月末に同時で行う場合は、ご回答の基準日で違和感はありませんが、引渡しを二回に分ける（本施設（屋外施設）＝二回目の引渡しは2028年9月末とする）場合、全体の割賦スタートは10月1日となり、割賦回数は58回となる、との回答を頂いております。引渡しを二回に分ける場合、割賦の基準金利の決定日は二回目の引渡し日の2営業日前とするべきと考えますが、お考えにつきご教示ください。（割賦スタートの2か月前に基準金利を決定すると、2か月先スタートのフォワードスプレッドが乗り、コストアップになってしまいます。）	募集要項第2章5「事業スケジュール」に記載されたスケジュールで施設を引渡す場合、基準金利の決定は本施設（屋外施設）および提案施設の引渡し日の2営業日前とし、本施設（体育館）と本施設（屋外施設）および提案施設を同時に引渡す場合、基準金利の決定は引渡し日の2営業日前とします。 事業契約書（案）別紙を修正します。
5	別紙2	5		2	(1)		サービス購入料A	第1回質疑における別紙2の質問No.14、17において「A2が変動した場合、手数料等は負担しない」との記載がありますため、念のための確認となりますが、提案後に建築費が増額となり、A-2の割賦元本が増加した場合、A-3の割賦金利額についても増加するものと認識していますが、その認識でよろしいでしょうか。	サービス購入料Aに係る改定はすべてサービス購入料A-2に反映させるものとし、基準金利の確定以降のサービス購入料A-3の改定は行いません。
6	別紙2	7		3	(2)	イ	サービス購入料B-2	第一回質疑回答（事業契約案別紙No.20,21）にて、サービス購入料B-2（修繕業務の対価）の支払いは、提案時の金額を上限とする（提案した長期修繕計画の各修繕項目の15年間の合計修繕金額を上限とする）旨ご回答をいただいておりますが、各事業年度の支払い上限はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	別紙2	7		3	(2)	イ	サービス購入料B-3	「事業者は、応募時に提案した長期修繕計画書に基づき、翌年度に実施する計画修繕に関する修繕業務計画書を前年度の9月末日までに市へ提出する」とありますが、実際に発生した修繕金額が前年度の計画書にて記載した額を超過した場合、ご提案した長期修繕計画の各修繕項目の15年間の合計修繕金額の上限の範囲内の額であれば、当該の超過金額については事業者を支払われるという認識でよろしいでしょうか。また、反対に、前年度の計画書に記載した通りの修繕項目を実施したが、当該の修繕金額が計画書に記載した予定額を下回った場合は、実際に発生した費用（実費）のみ支払われるという認識でよろしいでしょうか。	業務計画書において、業務項目ごとに、その実施内容、実施時期、金額等を記載することになります。業務計画書の記載内容の変更をする際に、各修繕項目の金額の上限は提案時の金額を上限とします。なお、業務計画書に記載された業務が計画通り実施された場合は、業務計画書に記載された金額を支払うことになり、事業者側で発生した実際の費用とは直接の関係はありません。

8	別紙2	7		3	(2)	イ	サービス購入料B-2	サービス購入料B-2について、「事業者は、当該修繕・更新業務の完了日が属する年度の～当該通知受領後、速やかに直前の四半期に実施した業務に相当する対価の請求書を提出する。」とございます。一方で、様式集(Excel)の様式5-9(3)では、年に1回の支払いとなっております。前年度1年間に実施した修繕について、翌年度第一四半期で一括でお支払いいただく理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。支払方法を明確化するため、事業契約書（案）別紙を修正します。
9	別紙2	7		3	(2)	イ	サービス購入料B-2	維持管理対価であるサービス購入料B-2の支払いスケジュールについてご教示ください。B-1については3か月毎（一回目含めて59回）との記載がありますが、B-2については年一回とも読めます。明確化をお願いします。	ご認識の通り、サービス購入料B-1は四半期ごと、サービス購入料B-2は年度ごとにお支払いします。
10	別紙2	7		3	(2)	イ	サービス購入料B-2	第1回質疑回答No.20の回答を踏まえ、再度確認させていただきます。事業契約書および第1回質疑回答における「提案時の金額を上限に支払う」とは、「事業期間の修繕費総額を上限とする」という認識でよろしいでしょうか？	「提案時の金額」とは、事業期間中の各修繕項目の提案金額を指します。
11	別紙2	7		3	(2)	イ	サービス購入料B-2	第1回質疑回答No.20の回答を踏まえ、再度確認させていただきます。第1回質疑の繰り返しになりますが、「該当年度の修繕金額よりも高額となった場合」または「計画にない突発的な修繕が発生した場合」は、事業期間の修繕費総額を上限として支払われるという認識でよろしいでしょうか。	No.7をご参照ください。
12	別紙2	7		3	(2)	イ	サービス購入料B-2	第1回質疑回答No.20の回答を踏まえ、再度確認させていただきます。第1回質疑の繰り返しになりますが、「提案時に想定しえない修繕」＝事業者の帰責ではない事由による修繕費の上昇および発生については、発注者の負担または不可抗力等の協議になると考えてよろしいでしょうか。	事業期間において、本施設が正常に機能するために必要な修繕は、事業者の負担にて実施してください。なお、不可抗力の事由に該当する場合は不可抗力条項が適用されます。なお、不可抗力に該当するか否かは個別事象に応じて判断します。

13	別紙2	9	4	(1)	ア	サービス購入料A-1及びA-2の物価変動による改定	質問回答にて「サービス購入料A-2に係る消費税及び地方消費税は、令和10年9月末までの出来高を支払う際にお支払いします。」とご回答いただきました。一方で事業契約書別紙では、「サービス購入料A-1（一括払い分）及びA-2（割賦元本）について、物価変動による改定の結果は、すべてサービス購入料 A-2(割賦元本) に反映させるものとし、サービス購入料A-1(一括払い分) の金額は変更しない。」とございます。そこで、例えばサービス購入料Aが改定(増額)となった場合、増加となった元本部分についてはA-2、消費税分については、令和10年9月末までの出来高（A-1）でお支払いいただく理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	別紙2	9	4	(1)	ア	着工前における改定方法	現在、建設資材の高騰による物価変動に関して将来予測が困難であることから、本事業の施設整備費の見積もりが非常に厳しいものとなっております。本書類には「改定する際の基準となる指標は、「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数(長野)：体育館RC」の「工事原価」とし」とありますが、施設整備費の着工前および建設期間中の改定の際、適用する「指標」については、国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」改訂案に記載のとおり、「受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された内訳明示のある見積書等に裏付けられた情報も含まれる」旨修正頂けないでしょうか。	原文の通りとします。
15	別紙2	10	4	(1)	ア	建設期間中における改定方法	「なお、改定の際に用いる指標は以下を基本とする。」とありますが表中の「単品スライド条項」について、単品スライドを申請するにあたり、国土交通省が公表している「単品スライド条項の運用に関する説明資料」に準じ、単品スライドを協議する際は改定の際に用いる指標は、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会 月刊）、建築コスト情報（一般財団法人 建設物価調査会 季刊）、建築施工単価（一般財団法人 経済調査会 季刊）」を基本にしつつ、購入実績等を証明する受注者からの提出書類(納品書、請求書、領収書等)に基づいて変更内容を協議するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	別紙2	11	4	(2)	ア	令和N年度の改定方法	サービス購入料B-2について、1月～12月の指数を用いて算定すると思いますが、実際に12月の確定値が公表される時期は翌年3月下旬頃になります。そのため報告時期は3月以降となりますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

17	別紙2	11		4	(2)	ア	指標	修繕の対価改定の指標は「建設物価」(一般財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「都市別指数(長野):体育館RC」の「工事原価」となっています。この指標は一般財団法人建設物価調査会から有償で購入する必要がありますが、当該対価変更のため事業期間に亘り事業者が購入継続する必要がありますが、一般にPFI事業においては日本銀行が無償で公表する物価指数を使うことが多いと思います。上記一般財団法人が示す有償コストを15年に亘り事業者で負担することはその分を市のサービス対価に乘せることとなりますので、市・事業者双方にとって好ましくないものと考えます。是非とも市より当該一般財団法人から物価指数を継続的に無償で提供を受けて頂きたく調整をお願いします。それが難しい場合は日本銀行の指標の使用とすることをご検討下さい。	原文の通りとします。
18	別紙2	11		4	(2)	ア	指標	修繕の対価改定の指標が「建設物価」(一般財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「都市別指数(長野):体育館RC」の「工事原価」となっておりますが、この指標は有料であると同時に流動性に対応するため、事業期間中は継続購入する必要があります。一般にPFI事業においては日銀が公表する無料の物価指数を使うことが多いと思います。有料指標を使うことによるコストを15年間、事業者で負担することはその分のサービス対価が増大しますので、市・事業者双方にとって好ましくないものと考えます。日銀の指標を使用とすることをご検討下さい。	原文の通りとします。
19	別紙2	11		4	(2)	ア	指標	修繕業務の改定方法に使用する指標として「建設物価」(一般財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「都市別指数(長野):体育館RC」の「工事原価」と記載がありますが、本指標については有償提供となり本施設の維持管理運営期間の全期間を一般財団法人建設物価調査会から購入し続ける必要があるという理解です。他にも日本銀行が無償で公表している企業物価指数等の無償提供の指標がありますが、あえて本指標を選定した理由をご教授ください。	修繕業務の業務内容の性質上、設計・建設段階と同一の指標を採用することが望ましいと判断したため、原文に記載の通りの指標を採用しています。
20	別紙4	27		2			維持管理・運営業務に係る保険 交差責任担保特約	施設・昇降機賠償責任保険および請負業者賠償責任保険の両保険において、双方に交差責任担保特約の要件があります。本要件については、請負業者賠償責任のみとするなどの条件緩和について、ご了承いただけないでしょうか。	原則として、交差責任担保特約は必要と考えますが、最終的には優先交渉権者決定後の協議により決定させていただきます。

■様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	項目等		
		1	1	1	1	(1)			
1	様式集	4	1	2			記載内容・方法に関する留意事項	「電子データを作成するアプリケーションソフトは、原則としてMicrosoft WordまたはMicrosoft Excel（いずれもWindows対応）とするが～」とありますが、Microsoft PowerPointでの保存・提出も可としていただけないでしょうか。	Microsoft PowerPointでの保存・提出も可とします。
2	様式集						様式3-2	提案書に記載する金額について確認させてください。第1回質疑において、A-1については、A-1とA-2の合計額の最大40%とする旨のご回答をいただいておりますが、提案時点におけるA-2の金額については、A-1とA-2の合計額の60%で仮置きし、その金額に対する割賦金利の金額を様式3-2の割賦金利欄に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	様式集						様式8	日影規制に関する日影図が求められておりますが、設定条件をお示しください。	本事業の敷地の条件は要求水準書「第1章 第6節 2」のとおりです。 なお、周辺敷地の用途地域については、令和6年11月20日に行われた住民説明会資料「千曲市戸倉体育館建設について」の12～14頁「戸倉体育館エリアの整備に関連する都市計画の変更・決定について・2 用途地域の変更【千曲市決定】」を参照ください。また、制限内容は千曲市HPにて「用途地域制限一覧表」を公開しております。 ※住民説明会の資料「千曲市戸倉体育館建設について」は、以下のURLよりご覧ください。 https://www.city.chikuma.lg.jp/material/files/group/30/sintotaitosikeikaku.pdf
4	様式集						様式9-3	「②予約システムの概要」とありますが、第1回の質問回答で「予約システムの整備は不要」とありますので、②は削除されるという認識でよろしかったでしょうか？	ご理解の通りです。様式集を修正します。
5	様式集						様式10-3	市内企業、県内企業の活用に関し、定量・定性どちらでご判断をされるのでしょうか？また定量の場合、市内・県内企業から受領した関心表明は提案書に合わせて提出してもよろしいでしょうか？	前段については、市内企業、県内企業の参画や雇用等の具体的な提案について、総合的に評価します。 後段については、関心表明書を添付することは可能です。

■その他に関する質問

【その他に関する質問】										
No	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	1	(1)	①			項目等
		1	1	1	1	(1)	①			
1	【参考】光熱水費負担・納入イメージ							水光熱費	水光熱費の負担イメージの資料にて趣旨を理解しましたが、運営実務上、利用者向けの電気料金の設定はかなり難しいものになることが推察されます。市が本施設全体の電気料金を負担する前提とし、利用者に電気料金を負担させることはやめた方が、事業者を経由した複雑な電気料金設定と収受の仕組みを構築する必要がなくなると考えます。お考えにつきご教示ください。	他の施設同様に、利用時においては受益者負担として徴収している部分になります。 戸倉体育館のみ徴収を不要とすることはできないため、利用者に対して電気料金の徴収は必要となります。 なお、徴収金額や支払い方法については、市と協議し定めることとします。
2	【参考】光熱水費負担・納入イメージ							水光熱費	このイメージのタイトルは「水光熱費の負担イメージ」となっていますが、ご記載の内容は「電気料金」に限定されたものになっています。「水道」「ガス」についてはどのようなフローを想定されているのかご教示ください。	現在類似施設でも、水道、ガスについては使用料の徴収を行っていないため、新たな便益事業等で徴収すべき事案となる場合には、設定をお願いします。なお、徴収金額や支払い方法については、市と協議し定めることとします。
3	【参考】光熱水費負担・納入イメージ							水光熱費	このイメージでは「施設利用料は事業者の収入」「電気料金は事業者が利用者から預かるが、一年分をまとめて4月に市に納める」ということになります。一方で、※印四つ目にあります「ベース空調も施設利用料に含める提案も可」となっており、そのような提案をしますと施設利用料に含まれる電力料金を分離して利用者から徴収して管理する必要が生じ、冒頭記載のコンセプト「施設利用料は事業者収入となる」から異なる運用となります。コンセプトと仕組みの整理をお願いします。	市が光熱水費を負担するため、利用者負担分の光熱水費は市の光熱水費補填として取り扱い、市の収入とします。 なお、徴収金額や支払い方法については、市と協議し定めることとします。
4	【参考】光熱水費負担・納入イメージ							水光熱費	※四つ目にあります「ベース空調」とは何を意味するのでしょうか。	あくまで空調システムの一つの方法ですが、最低限度の冷暖房で温度設定して常時空調を稼働しておくことです。利用者の希望により追加空調（別料金）する運用法となります。 なお、ベース空調を含む空調の運用および徴収料金、支払い方法については、市と協議し定めることとします。

5	【参考】光熱水費負担・納入イメージ						水光熱費	第一回答にて 「※各種料金は、市内同様施設を参考に、著しく高額にならない範囲で設定する。 ※ベース空調も施設利用料に含める提案も可。」 等とありますが、リスク分担、公平性、実現性の観点から、貴市の収入になる料金の設定に関しては、貴市にて定めていただくことが前提かと思います。 ※あくまで事業者は代行収受者であるという認識 また、前提として市の収入であることから、サービス対価の算定には含まないということで事業者の算出項目として予め外していただくか、サービス対価の算定に含むのであれば、あくまで参考値として貴市にて年間の想定使用料収入を定めていただき、収支計画として予め積み込めるようにしていただくことを要望します。 選定基準に無い項目で極端な金額差が生じないようにご配慮ください。	事業者ごとに提案する設備が異なるため、事前に市が定めることが出来ません。具体的な設備の決定後に詳細は協議させていただきます。 利用料につきましては、資料14の現在の戸倉体育館の料金設定ですので、事業者提案により設定をお願いします。ただし市内類似施設を基準に、著しく乖離しない金額設定をお願いします。 なお、光熱水費の利用者負担分については、サービス購入料の算定には含まないものとします。
6	「募集要項等に関する質問・意見（第1回）への回答」	3					No.6	①「照明及び冷暖房費については使用料と電気代相当分の実費負担」とありますが、「使用料」とは施設の使用料といった認識でよろしいでしょうか。 ②照明及び冷暖房費の金額については「導入設備によって差が大きくなる部分」であり「協議により決定する」とありますが、現状の条例（資料14）にある金額（アリーナ照明代や会議室及び軽運動室冷暖房費）を前提とせず、協議の上新たに定めるといった認識でよろしいでしょうか。	①②共にご理解の通りです。
7	「募集要項等に関する質問・意見（第1回）への回答」	4					No.16	より良い提案をさせて頂くためにも、競争的対話の複数回開催をご検討頂けないでしょうか。 最後まで事業者と市側の認識にずれがあった場合、どちらにも不利益が生じる可能性があると考えます。	原文の通りとします。
8	「募集要項等に関する質問・意見（第1回）への回答」	15					No.73	様式9-3（開業準備業務に関する提案書）に「②予約システムの概要」とありますが、「予約システムの整備は不要とし、既存予約システムを活用」となる為、記載は不要といった認識でよろしいでしょうか。	「様式集に関する質問」No.4をご参照ください。

9	「募集要項等に関する質問・意見（第1回）への回答」	19					No. 6	利用料金の設定方法について事業者提案が可能とのことですが、条例（資料14）にある利用料金のうち（同質問・意見への回答書P7 10にある）トレーニング室及び照明・冷房代を除いた居室の使用料は条例（資料14）に基づいて設定でしょうか。 ※使用料の変更（提案）が可能な項目と不可能な項目とを明示いただけますでしょうか。 利用料金の設定に関しての考え方をご教示ください。	使用料金についてはすべての項目で事業者提案により決定することが可能です。 ただし、市内類似施設を基準に、著しく乖離しない金額設定に配慮してください。 なお、社会情勢等により市内施設全体の料金見直しを行う可能性もあります。その場合は協議により利用料金を再設定するものとしします。
10	「募集要項等に関する質問・意見（第1回）への回答」	24					No. 3	事業契約書（案）を「要求水準及び関係法令等の満足並びに業務の円滑な実施が担保される場合に限り、兼業も可能とする」といった内容に修正とのことですが、訂正後契約書（案）（P2 7条2項）において、「管理技術者は、総括責任者、維持管理責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者を兼ねることはできない」と記載されております。改めて、上記の事由（事態）において「兼業も可能」といった認識でよろしいでしょうか。	総括責任者、維持管理責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者がそれぞれの役割を兼ねることは可能としますが、管理技術者が、総括責任者、維持管理責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者を兼ねることはできません。よって原文の通りとします。
11	「募集要項等に関する質問・意見（第1回）への回答」	34					No. 17	当該質問に対し「サービス購入料A-2（割賦元本）が変更され、それに伴い金融機関からの長期借入金の金額が変更された場合の手数料等です。」とご回答いただきましたが、手数料等とは具体的には変更契約締結時の収入印紙代等を指し、A-3割賦利息については含まれない理解でよろしいでしょうか。	変更契約締結時の収入印紙代等は手数料等に含まれます。割賦金利については、「事業契約書（案）別紙に関する質問」No.5をご参照ください。
12	「募集要項等に関する質問・意見（第1回）への回答」	39					No. 15	非表示部分の内訳は記載不要として統一（修正様式公表）していただけますでしょうか。	非表示部分の内訳の記載は不要とし、様式集を修正します。
13	「募集要項等に関する質問・意見（第1回）への回答」	43					No. 11	左記の通りの回答となっておりますが、既存の施設予約システムに加えて、備品の予約システムも既存で利用されているものを使用するという理解でよろしいでしょうか。	現在、備品予約は手書きの台帳にて管理しております。 新戸倉体育館完成後の貸与方法については、事業者との協議により最終決定したいと考えております。
14	その他						電気設備	千曲市総合運動公園の電気設備図面を共有頂けないでしょうか。 戸倉体育館エリア全体の整備状況に合わせて将来拡張できるように計画するための検討に活用したく存じます。	公民共創推進室の窓口にて閲覧が可能です。窓口までお越しください。

15	その他						電力契約	千曲市総合運動公園の小売電気事業者との契約内容ないしは契約電力の情報を共有頂けないでしょうか。 戸倉体育館エリア全体の整備状況に合わせて将来拡張できるように計画するための検討に活用したく存じます。	電力契約：株式会社エナリス 契約電力：高圧 契約容量：154kW（戸倉体育館系統：戸倉体育館、ABグラウンド） 68kW（野外趣味活動センター系統：レストハウス、屋外テニスコート、サッカー場、県民グラウンド）
16	その他						千曲川氾濫の場合のリスク負担	本施設の予定地は千曲川に近接しております。千曲川は3年に1回程度の頻度で氾濫しており、今後もその可能性を排除することはできないと考えております。千曲川が氾濫した場合、それに起因する本事業のリスクは市が負うという理解でよろしいでしょうか。本施設の予定地の選定には事業者は関与しておりませんので、上記理解となることが妥当と思料します。お考えにつきご教示ください。なお、仮に千曲川氾濫リスクを不可抗力として整理するお考えであれば、その旨ご教示ください。その場合、「過去実績から3年に1回程度の氾濫は予見可能であった」とのご主張を市はされないということを確認させてください。本論点はこの事業への参画判断に大きな影響を与えるものですので、ご回答、よろしくお願い致します。	千曲川が氾濫等の自然災害は基本的には不可抗力に該当するものと考えますが、詳細については個別事象に応じて判断します。 なお、本施設の建設場所は河川保全区域・家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれますので、要求水準書等に示している浸水防止等へ配慮した提案を行ってください。
17	その他						施設に対する火災保険（もの保険）の付保	本事業はBT0であり、施設引渡しをもって市に所有権が移転します。本施設を対象とする火災保険（もの保険）は千曲市にて付保（共済にて付保）する（＝事業者での付保は不要）と理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。なお、市で付保される場合の保険の概要をご教示頂きたいとお聞きするものです。	前段については、施設引渡し後に、事業者が本施設の火災保険を付保する必要はありません。後段については、千曲市で加入する保険は、他の公共施設同様に「全国市有物件災害共済会」の保険となります。

■募集要項に関する意見

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①	ア	項目等		
		1	1	1	1	(1)	①	ア			
1	募集要項		3	3		(3)			質疑・意見	検討を進めていく上で質疑・意見が出てくる可能性がある為、可能であれば競争的対話前後にも機会を設けて頂きたいと存じます。	事業者の募集に係るスケジュールは、募集要項に記載の通りとします。

■要求水準書に関する意見

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①	項目等		
		1	1	1	1	(1)	①			
1	要求水準書	26	2	1	5	(3)		輻射式設備	再度の意見で恐縮です。「アリーナ等の大空間は、・・・利用人数や時間、競技内容等の違いに対応できる空調システムとし、空調や換気による気流が競技等に影響を与えないよう、輻射式設備とすること」とありますが、気流が競技等に影響を与えなければ、空調システムは事業者の提案によって頂きたいと考えます。	原文の通りとします。

■事業契約書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	条	項	(1)	項目等		
		1	1	1	1	1	(1)			
1	事業契約書（案）	2	1		6	2		提案書類と要求水準の関係	第6条の提案書類に関して、本契約締結後は事業契約の内容に基づいて履行されるため、基本協定書に定めた上で、適用期間は本契約の締結までとできないかご検討を頂きたく存じます。	原文の通りとします。
2	事業契約書（案）	5, 6	2		18 19			要求水準の変更	第18条と第19条において、発注者／事業者による要求水準書の変更請求があった場合で、協議が整わない場合は、発注者に変更権が認められているが、あくまで合意ベースとできないかご検討を頂きたく存じます。	原文の通りとします。
3	事業契約書（案）	28	7	4	97			発注者の債務不履行による契約解除	第97条（発注者の債務不履行による契約解除）の規定内容は、第7章第3節（事業者の債務不履行による契約解除）と同一内容にできないかご検討を頂きたく存じます。	発注者と事業者とで負担している債務の内容が異なるものである以上、いずれも現行の記載のとおりとします。
4	事業契約書（案）	28	7	5	100 101			発注者の任意による契約の解除	第7章第5節（発注者の任意による解除）は削除することは可能かご検討を頂きたく存じます。	原文の通りとします。

5	事業契約書（案）	29	8	103		本施設の引渡し前の解除	先日公表いただきました「事業契約書（案）に関する質問」No. 50における貴市ご回答内容を拝見すると、当該出来形を構成するにあたって、当該出来形を構成する要素として、金融費用等については、認めていただけないようにも解釈ができるなど、解釈に疑義が生じております。 本施設の出来形を積み上げるにあたっては、当然、事前調査費用、設計費、SPC経費および金融費用（融資組成費用等（金融機関側弁護士費用を含む））が発生することに加え、他の自治体様発注案件においても、出来形の構成要素として認定された場合においては、当該費用等についても含んでお支払いいただけるケースが一般的かと存じますので、同様の建付けに変更すべく、再度ご検討いただけませんか。 万が一、当該金融費用等を出来形を構成する要素としてご認定いただけない場合、SPCがプロジェクトファイナンスにより、金融機関から調達を行うにあたっての障壁となり、資金調達が困難になるだけでなく、ひいては、事業者が応札できなくなる虞も生じるものと思料いたします。 もっとも、当該費用等については、貴市とSPC間の協議および貴市による出来形認定にかかるフローを経て決定されるものという点は理解しておりますので、その点も踏まえ、ご検討いただけますと幸いです。	「事業契約書（案）に関する質問」No. 32をご参照ください。
6	事業契約書（案）	30	8	104	2	本施設の引渡し後の解除	契約期間中に割賦契約が解除がされた場合で、未払いのサービス購入料A-2を一括で支払う場合は、解除の日から支払日までの金利は付さないとの記載がありますが、事業者側も金融機関から資金を調達する際に予め事業期間分の金利を支払う約定をしたうえで調達しますので、解除の日以降の未経過金利分についてもお支払いをお願いしたく存じます。	原文の通りとします。

■事業契約書（案）別紙に関する意見

事業契約書（案）別紙に関する懸念										
No	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	1	(1)	ア			項目等
		1	1	1	1	(1)	ア			
1	別紙2	5			2	(1)	イ	サービス購入料A（設計・建設業務の対価）	先日公表いただきました「事業契約書（案）別紙に関する質問」No. 14の貴市のご回答を踏まえ質問させていただいております。 昨今の資材価格の高騰等を背景として、既往PFI案件においても物価改定を行うケースが非常に多くなっております。それにともない増額されるサービス購入料が一括金ではなく、割賦で支払われる場合、SPCとしては、当該期間中の資金ギャップを埋めるべく、金融機関から追加で資金を調達する必要が生じるものと想定されます。その際、金融機関との間で締結している融資契約をはじめ、各種契約書のアmendメントを行う必要が生じます。 他の自治体様発注の案件においても、当該変更の際に生じる追加融資組成費用（弁護士費用を含む）等については、発注者様にご負担いただいているケースが一般的であるため、貴市とSPC間の協議のうえ、決定いただく方向でご調整いただけないでしょうか。	「事業契約書（案）別紙に関する質問」No. 3をご参照ください。
2	別紙2	5			2	(1)	イ	サービス購入料A-2及びA-3	契約期間中の賃料改定については、金利変動リスクを避ける為、15年の長期固定金利にすることですが、15年の長期固定金利ですと15年間の金利上昇分を予め最大限見込みでの金利提案となります為、結果的に3年ごとの金利改定を行った場合よりも総額で高くなる懸念がございます。3年ごとの金利改定についてもご検討いただけないでしょうか。	原文の通りとします。
3	別紙2	9			4	(1)	ア	着工前における改定方法	「改定する際の基準となる指標は、『建設物価』（一般財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における『都市別指数（長野）：体育館RC』の『工事原価』とする」と記載されていますが、施設整備費の着工前に適用する「指標」について、国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」改訂案に記載されている以下の内容を含む形に修正いただくことは可能でしょうか。 「改定する際の基準は一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料等に裏付けられた情報」 現在、建設資材の高騰や物価変動の将来予測が非常に困難な状況にあり、本事業における施設整備費の見積もりにおいても、慎重かつ厳格な対応が求められる状況となっております。	原文の通りとします。

4	別紙2	11		4	(2)	ア	サービス購入 料B 使用する 指標	B-2の指数が「建設物価」（一般財団法人建設物価調査会発行）となっておりますが、これまでは同調査会のWEBサイト上で指数データは確認できましたが、現在は指数の確認するためには有償でデータを取得する必要があり、1事業年度分で数十万円のコストが発生します。事業期間で考えると数百万円になる可能性があります。予定価格には反映されていないことが想定されるため、貴市にて別途負担いただける、もしくは貴市にて指数の取得をいただけるという理解でよろしいでしょうか。	指数の提供に係る費用は事業者にてご負担ください。
---	-----	----	--	---	-----	---	-------------------------	--	---------------------------------

■様式集に関する意見

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	項目等		
		1	1	1	1	(1)			
1	様式集						様式1-4	競争的対話の現地参加人数を15名程度まで認めて頂きたく存じます。	会場の都合もあり、10名程度とし、開催日により参加事業者と調整のうえ上限人数を決めるものとします。